

令和5年

第27回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年5月26日(金)

伊勢原市農業委員会

## 第27回 伊勢原市農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和5年5月26日（金） 午前10時15分から午前10時35分まで

### 2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

### 3 委員在任定数 10名

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄  |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文  |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一  |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美  |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

### 4 出席委員数

9名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）

### 5 欠席委員

杉本 和彦

### 6 署名委員

越水 一雄、三野 孝文

### 7 議長

鈴木 雅之

### 8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・岸 好夫
- ・片山 淳二

### 9 傍聴者

なし

## 10 審議内容 (開会 午前10時15分)

[事務局 長] 定刻となりましたので、只今より第27回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員9名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。

[議長] それでは、只今から、第27回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、6番・越水一雄委員と7番・三野孝文委員の両名にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告4件、議案2件の計6件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

議案書の1ページから4ページをご覧ください。内訳は、成瀬地区で1件、比々多地区で2件、伊勢原地区で1件の届出を受理しています。なお、いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり大田地区の1件について専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足いたします。

報告第2号の1については、昭和42年頃に宅地に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 報告第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。大田地区で2件の申請がありました。

報告第3号の1、申請人は沼目5丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年5月14日、対象農地の明細は7ページです。沼目5丁目に1筆、面積は537平方メートルです。4月19日に事務局で現地調査を行い、ジャガイモ、ほうれん草、大根等の作付けを確認しています。4月20日付けで専決処分により証明書を発行しました。

次に、報告第3号の2、申請人は下平間にお住まいの方で、被相続人の妻になります。申請日は、令和5年4月24日、対象農地の明細は8ページです。下平間字中に1筆、同字東下に3筆、同字谷原下に3筆、同字東に1筆、合計8筆、面積は6,919平方メートルです。5月8日に事務局で現地調査を行い、玉ねぎ、ほうれん草の作付け、水稻の刈込跡を確認しています。5月9日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。引き続きが農業経営を行っている旨の証明願いが2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 報告第4号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

- [事務局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。
- お手元資料のとおり高部屋地区の8件について、専決により通知を受理しましたので報告します。
- 通知内容について、補足いたします。
- 報告第4号の1から8については、賃借人である法人の担当従事者が病気を患い療養をしておりましたが、思うように体力が回復せず、賃貸している全ての農地を利用、管理をすることが困難になったので解約に至ったものです。以上です。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第18条第6項の規定による届出が8件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
- [地区担当委員] 色々事情があつて離農という結果になったと思いますが、全部でかなりの面積になるが返してもらった後どうするのか、このまま耕作放棄地になってしまう懸念がある。農業委員会として何か対応することがあるのか。
- [事務局] 現在、この中の何人かは御自身で管理をされている。他の方については分からないが、相談があれば斡旋や紹介等を行ってまいります。
- [A委員] 借り手側について、最初の段階においてしっかりチェックしておかないと、今回のように貸し手側に迷惑がかかるので、万が一の場合にどう対応するのか、借りた側方がどのような体制なのかしっかり確認する必要があるのではないかと。
- [事務局] 事前相談の時に想定される事態を含め対応する必要があつたと思います。今後は今回のことを踏まえて、借り手側の体制や万が一の場合の対応など確認しながら手続きを進めていきます。
- [議長] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税

が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、伊勢原地区で1件、比々多地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1、申請人は市内田中にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は13～14頁です。

申請地は、田中字天神前に1筆、同字ガケに2筆、下糟屋字菖蒲田に9筆、高森字宮ノ越に1筆、合計13筆、面積6,927平方メートルを特例農地として申請しています。

5月16日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、畑には梨やブドウ・柿の果実栽培、田では水稻の刈込跡が確認され適正に管理されておりました。

次に、議案第1号の2、申請人は海老名市にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は15頁です。

申請地は、笠窪字本村に2筆、面積は2,910平方メートルを特例農地として申請しています。なお、申請地は生産緑地の指定を受けております。

5月17日に地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、畑にはネギ、ジャガイモ、薩摩芋、ナスなどの露地野菜の作付けがされており適正に管理されておりました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 5月16日に事務局と現地確認を行いまして、特に問題は無いと考えます。

[議長] 次に、議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 5月17日に事務局と現地確認を行いまして、5月23日は比々多地区委員全員で確認を行いました。2筆ともナス、ジャガイモなど野菜が作付けされておりまして、良好に管理されておりますので、特に問題はないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」といいたします。

[議 長] 議案第1号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第1号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可とする」といいたします。

[議 長] 議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

このことから、同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります新規設定の申出8件について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が令和5年6月1日となります。

まず、議案第2号の1、伊勢原地区、岡崎字大割の1筆、1,010平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約256アールの規模を耕作している認定農業者、かつ、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第2号の2、成瀬地区、東富岡字立野の5筆、計1,510平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約29アールの規模を耕作している認定新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第2号の3、成瀬地区、東富岡字立野の2筆、計746平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、議案第2号の2の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第2号の4、成瀬地区、高森字北清水の4筆、計1,469平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約58アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第2号の5、成瀬地区、下糟屋字下中澤の1筆、2,048平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約312アールの規模を耕作している認定農業者、かつ、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第2号の6、成瀬地区、下糟屋字菖蒲田の3筆、計1,665平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、議案第2号の5の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第2号の7、成瀬地区、下糟屋字柵形の3筆、計1,658平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、議案第2号の5の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第2号の8、成瀬地区、下糟屋字塚越の2筆、計1,122平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、議案第2号の5の受け手と同じ農業者となります。

以上、御審議をお願いします。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第2号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】



[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 以上を持ちまして、第26回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前10時35分 終了】

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_